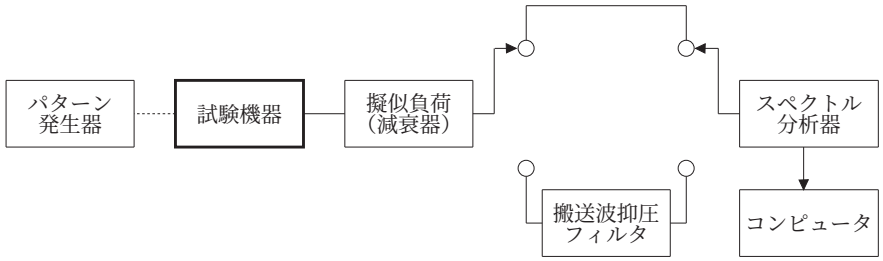
六　スプリアス発射又は不要発射の強度

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　搬送波抑圧フィルタは、スペクトル分析器等の測定系のスプリアス又は不要発射レベルが試験機器のスプリアスより高い場合に使用する。

⑵　スプリアス領域における不要発射の強度

ア　スプリアス領域における不要発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	30MHzから搬送波周波数の５倍以上まで（搬送波周波数±250kHzを除く。なお、設備規則に規定する占有周波数帯幅の許容値が100kHz以上の場合は、搬送波周波数±（2.5×設備規則に規定する占有周波数帯幅の許容値）を除く。）
分解能帯域幅	10kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	連続掃引（波形が変動しなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

イ　スプリアス領域における不要発射振幅測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	不要発射周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	３kHz（ただし、４kHzに設定できる場合は、４kHzとする。）
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

⑶　帯域外領域における不要発射の強度

ア　帯域外領域における不要発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	搬送波周波数±250kHz（ただし、設備規則に規定する占有周波数帯幅の許容値が100kHz以上の場合は、搬送波周波数±（2.5×設備規則に規定する占有周波数帯幅の許容値）とする。）
分解能帯域幅	３kHz（ただし、４kHzに設定できる場合は、４kHzとする。）
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	連続掃引（波形が変動しなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

イ　帯域外領域における不要発射振幅測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	必要周波数帯幅内最大点及び不要発射周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	３kHz（ただし、４kHzに設定できる場合は、４kHzとする。）
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、連続送信状態とする。

⑵　標準符号化試験信号を用いて変調する。

⑶　⑵の変調状態にできない場合は、通常の使用状態の変調信号を用いて変調する。

4　測定操作手順

⑴　スプリアス領域における不要発射の強度

ア　スペクトル分析器を２⑵アのように設定して掃引し、不要発射を探索する。

イ　分解能帯域幅を100kHzとし、掃引した値が設備規則に規定する許容値を満足する場合は、探索された振幅値を測定値とする。

ウ　探索した不要発射の振幅値が設備規則に規定する許容値を超えた場合は、許容値を超えた周波数を中心周波数に設定し、分解能帯域幅を30kHz、10kHzと順次狭くして測定する。

エ　ウで測定した不要発射の振幅値が設備規則に規定する許容値を満足する場合は、２⑵イの測定は行わず、探索した振幅値を測定値とする。

オ　探索した不要発射の振幅値が設備規則に規定する許容値を超えた場合は、スペクトル分析器の周波数の精度を高めるため、掃引周波数幅を100MHz、10MHz、１MHzと順次狭くして、その不要発射の周波数を正確に測定し、スペクトル分析器を２⑵イのように設定し、不要発射の振幅の平均値を測定する。

カ　不要発射が３kHzより広帯域の場合は、オの測定値に1.25dBを加算する。不要発射が３kHz以下の場合及び２⑵イで分解能帯域幅を４kHzとした場合は、オで測定した値を測定値とする。

⑵　帯域外領域における不要発射の強度

ア　スペクトル分析器を２⑶アのように設定して掃引し、必要周波数帯幅内の最大点及び不要発射を探索する。

イ　探索した不要発射の振幅値が設備規則に規定する許容値より10dB以上低い値を満足する場合は、２⑶イの測定は行わず、探索した振幅値と必要周波数帯幅内の最大点との比を用いて測定値とする。ただし、必要周波数帯幅直近の帯域外領域（必要周波数帯幅の端から10kHz以内）においては、測定する分解能帯域幅により変化しない線スペクトル状のスプリアスが存在した場合は、測定値に10dBを加算する。

ウ　探索した不要発射の振幅値が設備規則に規定する許容値より10dB以上低い値を超えた場合は、スペクトル分析器を２⑶イのように設定し、アで探索した必要周波数帯幅内の最大点の値を測定する。

エ　設備規則に規定する許容値を超えた周波数において、不要発射の振幅の平均値を測定し、ウで測定した必要周波数帯幅内の最大点の値との比を用いて測定値とする。